

令和7年4月28日

赤穂市教育委員会 様

公益財団法人赤穂市文化とみどり財団

理事長 藤 池 俊

令和6年度 赤穂市立民俗資料館の事業報告について

赤穂市立民俗資料館指定管理者管理運営基準に基づき、令和6年度管理委託に係る事業について別紙のとおり報告いたします。



イ 民俗資料館(令和6年4月1日～令和7年3月31日) 開館日数 307日

常 設 展			
区 分	入館料(円)	入館人員(人)	入館料収入(円)
個 人	大 人 100	1,332	133,200
	小中学生 50	29	1,450
団 体	大 人 80	578	46,240
	小中学生 40	14	560
30人以上	大 人 60		
	小中学生 30		
100人以上	大 人 50	609	30,450
	小中学生 25		
個人 50%	大 人 40		
	小中学生 20		
団 体	大 人 30		
	小中学生 15		
100% 以上50%	大 人	889	
	小中学生	1,664	
100%	大 人		
	小中学生		
特別利用券利用者			
赤穂観光パスポート			
通りやんせ		1	(@60×0)
合 計	大 人	3,409	209,890
	小中学生	1,707	2,010
計		5,116	211,900

特別展、企画展等の開催

民俗資料館

企画展

期 間 令和6年8月3日（土）～9月9日（月）
名 称 「おうち時間を楽しもうⅤ」
～小さなクラフト体験・トールペイント作品展～
内 容 猛暑の夏、おうちの中で出来る子どもたちでも作れるような数種
類のクラフト体験ができたり、作品を見たりできるような企画
入館者数 553人

期 間 令和6年10月7日（月）～11月17日（日）
名 称 「連鶴作品展」
内 容 1枚の和紙から作られる連鶴の美しい作品を展示
入館者数 360人

期 間 令和6年11月23日（土・祝）～12月6日（金）
名 称 「昭和のレトロ ～懐かしい赤穂の風景～」
内 容 収蔵している写真の中から、昭和の暮らしがわかるものを展示
入館者数 351人

収蔵品展

期 間 令和6年4月14日（日）～5月19日（日）
名 称 五月人形展
内 容 収蔵している五月人形と鯉のぼりを飾り付け、未来の夢ある子ども
の幸せを願うとともに、初夏の香りを届けられるよう展示
入館者数 333人

期 間 令和7年1月5日（日）～1月26日（日）
名 小 お正月の民具展
内 容 収蔵品の中から、破魔弓や羽子板やお正月の遊び道具を展示
入館者数 273人

期 間 令和7年2月9日（日）～3月21日（金）
名 称 お雛さま展
内 容 江戸時代のお雛さまや昭和初期の御殿雛、七段飾り雛や木目込み
雛を展示 今回は仏画家豊田和子さんの作品もあわせて展示
入館者数 926人

企画イベント

期 間 令和6年4月7日(日)
名 称 第32回サロンコンサート「花びらに寄する思い」
内 容 小川真澄(歌唱)と尾上克彦(ギター)による春の訪れを感じる
サロンコンサート

入館者数 65人

期 間 令和6年6月9日(日)
名 称 「アコーディオン&ウクレレのしらべ」
内 容 古川夫妻が奏でる、アコーディオンとウクレレの
やさしい調べにつつまれるコンサート

入館者数 50人

期 間 令和6年6月30日(日)
名 称 「第10回 ハーモニカコンサート」
内 容 市内有志によるハーモニカコンサート

入館者数 81人

期 間 令和6年7月13日(土)
名 称 「第5回 朗読と音楽で楽しむ」～赤穂の民話～
内 容 赤穂にまつわる昔話の朗読と音楽をコラボさせた企画

入館者数 48人

期 間 令和6年7月26日(金)・7月27日(土)
名 称 キャンドル作りにチャレンジ!
内 容 歴史ある当館でキャンドル作りに親子や子どもが挑戦

入館者数 44人

期 間 令和6年9月21日(土)・9月22日(日・祝)
名 称 オータムコンサート 2024
内 容 「はたけの家」によるバンドコンサート
「リコーダーの会・あんだんて」によるリコーダーコンサート

入館者数 101人

期 間 令和6年12月7日(土)・12月15日(日)
12月22日(日)

名 称 クリスマスコンサート 2024
内 容 「はたけの家」によるバンドコンサート

「AKOハニーハーモニー」によるハーモニカコンサート

「ハピクル」によるゴスペルコンサート

入館者数 128人

期 間 令和6年12月21日(土)

名 称 クリスマスキャンドル作り

内 容 夏休みに実施してきたキャンドル作りをクリスマスの時期に
家庭で楽しんでもらえるよう企画

入館者数 19人

赤穂市立民俗資料館の管理運営に関する業務の収支決算書
(令和6年度分)

(単位:円)

収 入

項 目	予 算	決 算	差 引	内 訳
民俗資料館管理収入	10,920,000	10,543,600	376,400	民俗資料館管理収入
施設利用料収入	214,000	211,900	2,100	施設利用料収入
合 計	11,134,000	10,755,500	378,500	

支 出

項 目	予 算	決 算	差 引	内 訳
人件費				
給料手当支出	4,091,000	4,090,800	200	職員給1人
臨時雇賃金支出	4,007,000	3,869,545	137,455	臨時職員賃金パート4人(交替勤務)
福利厚生費支出	776,000	705,611	70,389	社会保険料外
小 計	8,874,000	8,665,956	208,044	
物件費				
消耗品費支出	137,000	136,899	101	企画展消耗品外
燃料費支出	16,000	13,892	2,108	ガソリン代
会議費支出	29,000	28,649	351	企画展出演者賄外
印刷製本費支出	144,000	115,986	28,014	リーフレット印刷外
光熱水費支出	767,000	664,787	102,213	電気代外
修繕費支出	74,000	73,150	850	空調機修繕外
通信運搬費支出	81,000	69,591	11,409	電話料外
保険料支出	47,000	46,970	30	自動車損害保険料外
手数料支出	22,000	22,000	0	施設管理手数料
委託料支出	447,000	446,180	820	警備委託外
使用料賃借料支出	425,000	401,440	23,560	車両賃借料外
諸謝金支出	60,000	60,000	0	出演謝礼外
負担金支出	10,000	10,000	0	兵庫県博物館協会負担金
雑費支出	1,000	0	1,000	諸雑費
小 計	2,260,000	2,089,544	170,456	
合 計	11,134,000	10,755,500	378,500	

令和6年度 指定管理者管理運営事業評価シート

1 評価対象施設

公の施設の名称	赤穂市立民俗資料館				
所在地	兵庫県赤穂市加里屋805番地2				
指定管理者	団体名	(公財)赤穂市文化とみどり財団	指定期間	開始日	令和6年4月1日
	所在地	赤穂市中広864番地		終了日	令和9年3月31日
選定方法	公 募 ・ 非公募		評価実施年	指定期間3年のうち1年目	
施設設置目的	・郷土の民俗に関する資料の収集、保管、調査研究及び展示等を行い、市民の教養の向上、文化の発展に資するため、当館を設置する。				
主な実施事業	(1) 実物、複製、模写、模型、図書、フィルム等の資料(以下「資料館資料」という。)を収集し、保管し、及び展示すること。 (2) 資料館資料に関する調査研究を行うこと。 (3) 資料館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。 (4) 他の資料館、学校その他の関係機関と連絡し、及び協力すること。 (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事業。				

2 利用状況(目標と実績)

成果指標		単位	目標	R6実績	目標	R7実績	目標	R8実績
a	利用者数	人	6,000	5,116	6,000		6,000	
b	稼働率	%		85				
c								
d								
e								

3 指定管理業務にかかる収支状況

区 分		令和6年度決算 (指定期間1年目)	令和7年度予算 (指定期間2年目)	令和8年度予算 (指定期間3年目)
収入計		A	10,755,500	11,760,000
	指定管理料		10,543,600	11,470,000
	利用料収入	C	211,900	290,000
	自主事業収入		—	—
	その他		—	—
支出計		B	10,755,500	11,760,000
	事業費		10,755,500	11,760,000
	内、人件費	D	8,665,956	9,376,000
	内、再委託料	E	446,180	461,000
	自主事業費		—	—
事業収入	A-B	0	0	0
利用料比率	C/A	2.0%	2.5%	2.5%
人件費率	D/B	80.6%	79.7%	79.7%
再委託費比率	E/B	4.2%	3.9%	3.9%
・支出欄「D・E」は代表的な内訳を取り上げているため合計額とはならない。 ・事業費は、該当年度及び過年度決算を記入する。また、右欄には、次年度予算を記載する。				
補足説明				

4 事業評価

評価区分		評価項目	自己評価	所管評価
①サービスの履行	人員体制	事業計画に即し、人員を過不足なく配置している。	B	B
		必要な資格、経験を有する人員が確保されている。	B	B
		事業計画に即し、計画的に研修等を実施している。	B	B
	第三者への委託	外部委託の内容は、事前に市の承認を受けており適切である。	B	B
		外部委託業者に対して協定書等を遵守している。	B	B
	法令遵守等	法令、条例等に基づき、必要な点検、報告等を行っている。	A	A
	個人情報保護	個人情報保護に関する法令を遵守している。	A	A
		個人情報の漏洩、滅失等の事故防止対策を講じている。	B	B
	情報公開	情報公開に関する法令や条例に準拠した運用がなされている。	B	B
		協定書等に従い、情報を適切に管理し、公表している。	B	B
	管理記録	業務日誌等を適切に整備、保管している。	B	B
		点検、修繕等の履歴が適切に記録、保管されている。	B	B
	連絡調整	協定書等に従い、各種報告書を市に提出している。	A	A
		市、関係団体等との連絡調整を適切に行い、情報の共有が図れている。	A	A
緊急対応	事故、災害等の緊急時の連絡体制が整備されている。	B	B	
	緊急時のマニュアルが整備され、定期的に訓練を行っている。	B	B	
	緊急時又は危険予測時、直ちに措置を講じ、市に報告を行っている。	B	B	
財務状況	指定管理者の財務状況は、業務の継続が可能な状態である。	B	B	
総括	①サービスの履行に関する評価	B	B	
②サービスの質	施設管理	協定書等に従い、開館日、閉館時間等を遵守している。	A	A
		事故防止及び安全確保のために必要な対策を講じている。	B	B
	利用者対応	利用許可、利用料金の徴収、減免、還付等の受付業務を適切に行っている。	A	A
		利用者に対して設備、備品等を適切に提供している。	B	B
		言葉使い、態度、服装等接遇が適切である。	A	A
	事業運営	事業計画に即し、必須事業を実施している。	A	A
		施設の目的に沿った自主事業を実施している。	A	A
		事業内容がサービス水準の向上に寄与している。	B	B
	維持管理	仕様書等に従い、維持管理を適切に行っている。	B	B
		仕様書等に従い、設備の保守管理を行っている。	B	B
		備品台帳に基づき、備品を適切に管理している。	B	B
		協定書等に従い、適切に修繕を行っている。	B	B
	環境配慮	省エネルギー、省資源等環境への配慮がなされている。	A	A
	広報活動	事業の開催案内、ホームページの管理等を適切に行っている。	B	B
	苦情等対応	要望、苦情等に対して迅速かつ適切に対応している。	B	B
		要望、苦情等を整理し、遅延なく市に報告している。	B	B
事業評価	利用者アンケート調査を実施し、その結果を利用者等に公表している。	B	B	
	利用者の利便性向上を図るため、自己評価を実施し、利用者等に公表している。	B	B	
提案事項	指定管理者の提案事項については、市と協議し、提案のとおり実施している。	B	B	
利用状況	利用者数、稼働率等は、目標に対し妥当な水準である。	C	C	
総括	②サービスの質に関する評価	B	B	
③安定性	経理事務	専用の口座等を備え適切に経理事務を行っている。	B	B
	予算執行	収支予算書の範囲内で適正に予算を執行している。	A	A
	経費縮減	経費が縮減され、又は縮減に向けた努力を行っている。	A	A
	収支状況	収支予算書と比較して、収支状況は妥当である。	B	B
	総括	③安定性に関する評価	B	B

所見 (成果、課題等)	【自己評価】 市に残る明治時代の唯一の洋風建築物であり県指定重要文化財として館の維持管理と館の景観が増すように雑草の除去を積極的に行い景観保全に努めた。コロナ禍で人の往来が減少したが、徐々に増加してきている。今年度は市外からの観光客の来館が増加している。とともに地域の文化財として小学生が日常的に来館して館の空間を楽しんでいた。時期に応じた収蔵品展やその合間にコンサート等のイベントをタイムリーに開催することで文化財である館の魅力的な空間を多くの人に体感してもらえるよう努めていきたい。また、神戸新聞掲載後の入館者の増加をみるに、情報発信にも注力していきたい。心が癒やされる空間としての認知度をあげていきたいと思う。		
	【所管評価】 兵庫県指定の重要文化財である館の適切な管理運営を行い、企画展やイベントを実施するなど、利用者増に努めている。 引き続き、広報やSNSを活用した積極的な情報発信に努め、利用者増への取り組みの充実を図るとともに、利用者の安全確保と、適切な施設管理に努められたい。		
前年評価	B	総合評価	B

※評価基準

自己評価・所管評価	A	優良	協定書、仕様書、事業計画書等を遵守し、要求水準より優れている。
	B	良好	協定書等を遵守し、要求水準を概ね満たしている。
	C	要改善	協定書等に定める要求水準を下まわっており、改善が必要と認められる。
総 括	A	優良	評価項目の評価が全てB以上であり、かつAが過半数である。
	B	良好	優良、要改善以外の評価
	C	要改善	評価項目の評価の内、Cが1割以上含まれる。
総合評価	A	優良	自己評価、所管評価の「総括」にCが含まれず、かつAが過半数以上ある。
	B	良好	優良、要改善以外の評価
	C	要改善	自己評価、所管評価の「総括」にCが2つ以上含まれる。